

令和3年度 学校給食費事業（案）

1 学校給食費実費徴収金（現年度分）歳入

小学校	月 額	4,350 円（1年生の4月2,259円）
	人 数	19,142 名（教職員、センター職員を含む）
	金 額	909,945,000 円①
中学校	月 額	5,250 円（3年生の3月2,727円）
		特別支援学校3年生の3月1,818円）
	人 数	9,640 名（教職員、センター職員を含む）
	金 額	549,354,000 円②
歳入合計	①+②	909,945,000 円 + 549,354,000 円 = <u>1,459,299,000 円</u>

2 学校給食費実費徴収金（滞納繰越分）歳入

平成16年度～令和2年度滞納繰越分	19,174,459 円
歳入合計	19,174,459 円 × 41.65%（収入率）≒ <u>7,986,000 円</u>

3 学校給食費未納対策

学校給食費の時効は5年となっており、時効を意識した早期の未納対策を講じる必要があります。

（1） 現年対策

① 口座振替登録の促進

小学校1年生から中学校3年生を対象に年2回（7・1月 中学校3年生の1月）は行わない）の案内をします。

② 督促状・催告文書

督促状・・・毎月、学校経由で送付します。

催告文書・・・現年分のみ滞納のある者に年2回（5・11月）郵送します。

③ 電話催告

随時に実施するほか、年2回（4・12月）の強化期間を設けておこないます。

④ 臨宅等

文書催告や電話催告をおこなっても接触が図れない者や約束不履行の者に年1回（12月）実施します。

（2） 滞納繰越対策

① 催告文書

年3回（7・11・2月）郵送します。

② 電話催告

文書催告をおこなっても納付のない者を対象に随時実施するほか、年3回（8・12・3月）の強化期間を設けおこないます。

③ 臨宅等

文書催告や電話催告をおこなっても接触が図れない者や約束不履行の者に年3回（8・12・3月）実施します。

④ 収納対策課への移管

臨宅等をおこなっても、接触が図れない者や約束が不履行の者については収納対策課へ移管します。